

## 第1章 使用許可

### 1 使用許可の基準

あわら市法定外公共物管理条例（平成16年あわら市条例第115号。以下「条例」という。）

第4条に定める行為の許可は次の場合許可することができるものとする。

- (1) 電柱、電線、水道管、下水道管、その他これらに類する施設の敷地及び通路その他これらに類する施設の敷地の用に供すること。
- (2) 農地又は採草放牧地の用に供すること。
- (3) 土石を採取すること。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、公衆の利便に供する必要がある、また特に必要やむを得ない場合で、次のときとする。

- イ 使用の目的及び使用方法又は設置される施設の構造が当該法定外公共物の目的及び用途を阻害するものでないこと。
- ロ 使用するために設置される施設はその性質上、使用が長期にわたることが予想されるものでないこと。
- ハ 使用する部分の数量は、その目的から考慮して最小限度のものであること。

### 2 事務行為

- (1) 市長は、許可をしたときは許可書を交付するものとする。
- (2) 誓約書の提出

許可を受けた者は、市長に誓約書を提出しなければならない。

### 3 写真の提出

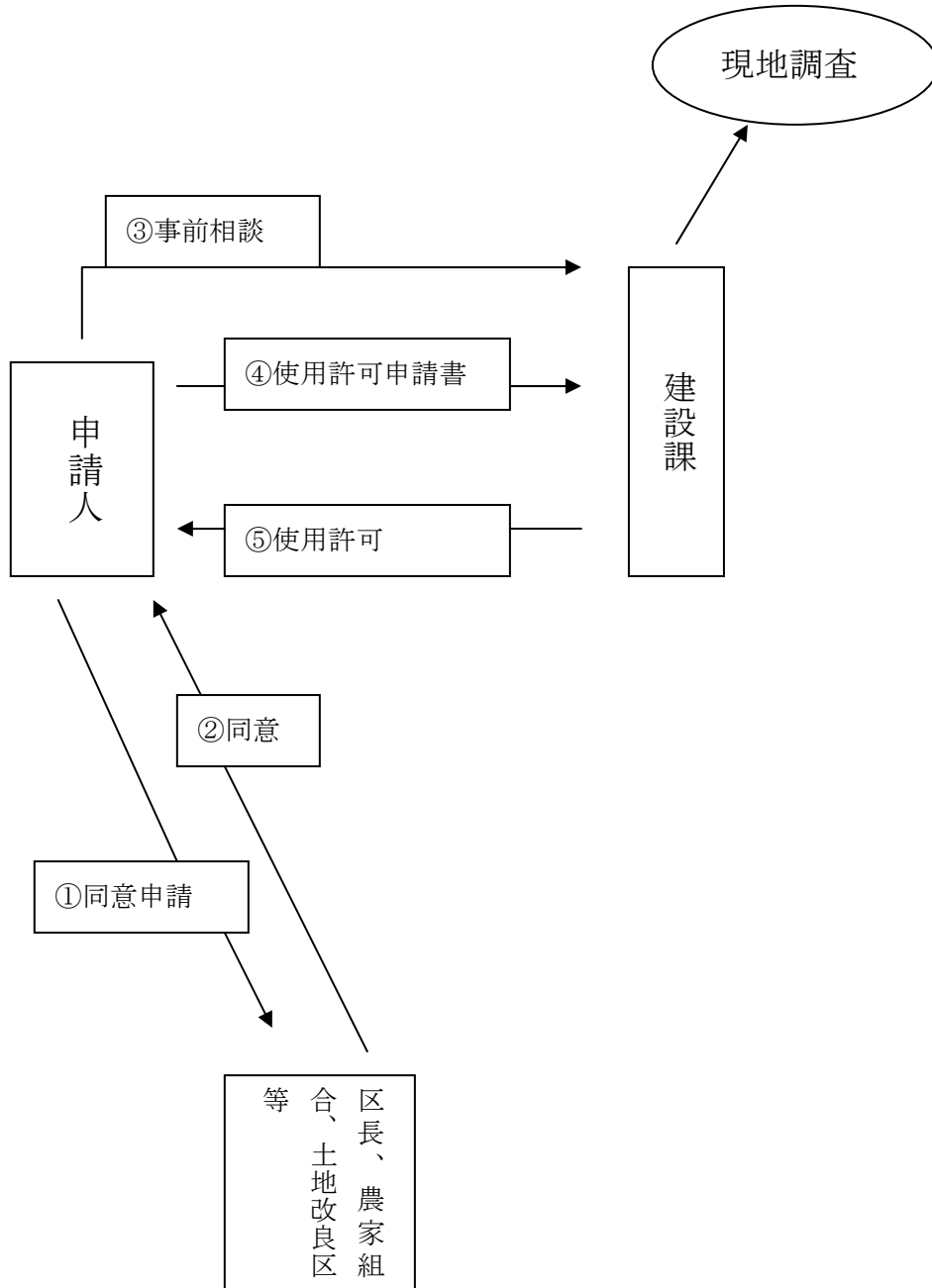
許可を受けた者は、許可に係る工事が完了したときは、写真を提出しなければならない。

### 4 使用料徴収の取扱い

条例第9条第3項の取扱いについて

通路として使用する法定外公共物が、直接道路に接する場合は、使用料を免除できるものとする。ただし、通路として使用する法定外公共物が、同一所有者の敷地内に介在し、同敷地と同一用途に供する場合は使用料を徴収するものとする。

# 使用許可事務手順



法定外公共物使用等許可申請書様式（規則第3条）

法定外公共物使用等許可申請書

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所

氏名

⑩

〔法人にあっては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

法定外公共物の使用等をしたいので、次のとおり申請します。

法定外公共物の種類	道路敷	水路敷	その他( )
法定外公共物の所在場所			
使用等の目的			
使用等の数量			
利用計画及び用途			
工事の実施、採取等の方法			
使用等の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
その他参考となる事項			

〔備考〕

許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- ① 位置図（付近見取り図）
- ② 地籍図等の写し
- ③ 実測平面図（敷地平面図、建物平面図）
- ④ 現況写真（カラー写真で正面と側面の2方向）
- ⑤ 架橋詳細図（平面図、断面図、配筋図等）官民境界線を記入する
- ⑥ 敷地を使用する場合にあっては、面積計算書及び丈量図

- ⑦ 工作物の新設、改築又は除去を伴う場合にあつては、その工作物の設計図（除去の場合にあつては、構造図）及び工事の施工方法を記載した書類
- ⑧ 土石（砂を含む。）を採取する場合にあつては、採取量の積算の基礎及び採取方法を記載した書類
- ⑨ 申請に係る行為に関して他の行政庁の許可、認可等の処分を必要とする場合にあつては、これらの処分を受けていることを証する書類
- ⑩ 当該申請に係る法定外公共物についての利害関係人の同意書  
（利害関係人とは、隣接土地所有者、町内会長（区長）、生産組合、土地改良区等当該土地に何らかの権利を有する者をいう。）

※ 申請書は1部提出

※ ①～④については必ず添付のこと

## 誓 約 書

年 月 日

あわら市長 様

住所  
氏名

印

法定外公共物（道路敷）使用許可を受けるにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 使用期間中、道路上に建築物や工作物を建設したり、物品を放置したり、自動車などを駐車する等の私物化はいたしません。
- 2 維持管理については、近隣に迷惑のかからぬようにいたします。  
なお、破損等により機能管理上支障がある場合は、当方において自主的に修復いたします。

## 誓 約 書

年 月 日

あわら市長 様

住所

氏名

印

法定外公共物（水路敷）使用許可を受けるにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 使用期間中、暗渠上に物品を放置したり、自動車などを駐車する等の私物化はいたしません。
- 2 維持管理については、年2回以上土砂等を取り除き、近隣に迷惑のかからぬようにいたします。  
なお、障害物がかかって、水害の原因になるものがあれば、その都度清掃いたします。破損等により機能管理上支障がある場合は、当方において自主的に修復いたします。